

京都市消防職員懲戒取扱規程

昭和 27 年 4 月 1 日
京都市消防局訓令乙第 3 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員懲戒取扱規程を次のように、定める。

京都市消防職員懲戒取扱規程

第 1 条 京都市消防職員（以下「職員」という。）の懲戒に関しては地方公務員法（以下「法」という。）及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（以下「条例」という。）によるほかこの規程の定めるところによる。

第 2 条 職員が法第 29 条第 1 項各号の一に該当し、懲戒処分を行う必要があると認めたときは、所属長は、懲戒処分上申書（別記様式）に次に掲げる必要な証明資料を添えて消防局長（以下「局長」という。）に上申しなければならない。

- (1) 始末書又は聴取記録
- (2) 関係人の上申書又は申立ての書類
- (3) その他の証明資料

第 3 条 局長は前条の上申書類を受理したとき、または懲戒処分を行う必要があると認める事案を聞知したときは、総務部長をしてその実情を調査せしめるものとする。

2 総務部長は、前項の調査の結果をすみやかに局長に報告しなければならない。

第 4 条 局長は、職員が法第 29 条第 1 項の規定に該当するものとして懲戒処分を行う場合においては、懲戒審査会を開いて全審査員の意見を徴するものとする。ただし、軽易な事案についてはこの限りでない。

2 前項の審査員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 消防局の次長、担当局長、部長、室長及び校長
- (2) 局長が指名する者

第 5 条 懲戒処分の辞令及び説明書は、それぞれ所属長を通じてこれを本人に交付するものとする。

第 6 条 局長は、職員の懲戒に関する事項をそのつど、人事記録に記載するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 28 年 9 月 26 日京都市消防局訓令乙第 13 号）

この規程は、昭和 28 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 （昭和 30 年 5 月 4 日京都市消防局訓令乙第 6 号）

この規程は、昭和30年4月1日から適用する。

附 則 （昭和34年3月25日京都市消防局訓令乙第15号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和32年8月17日から適用する。

附 則 （昭和34年9月10日京都市消防局訓令乙第10号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和34年6月25日から適用する。

附 則 （昭和36年7月20日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和43年10月1日京都市消防局訓令乙第6号） 抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和45年7月9日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和46年4月1日京都市消防局訓令乙第1号） 抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和46年9月9日京都市消防局訓令乙第6号） 抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和51年4月1日京都市消防局訓令乙第1号）
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、この訓令の施行の際現に存する用紙に限り、それぞれ対応するこの訓令による様式とみなし、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。

附 則 （昭和51年10月30日京都市消防局訓令乙第8号）

この訓令は公布の日から施行する。

附 則 （昭和59年12月11日京都市消防局訓令乙第6号）
（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和61年10月1日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成5年3月29日京都市消防局訓令乙第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成 7 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 6 号）
この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 5 月 1 5 日京都市消防局訓令乙第 5 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 1 0 年 4 月 1 日京都市消防局訓令乙第 3 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 1 2 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 7 号）
この訓令は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 2 年 9 月 2 8 日京都市消防局訓令乙第 6 号）
この訓令は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 6 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 9 号）
この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 4 年 3 月 3 0 日京都市消防局訓令乙第 3 号）
この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 5 号）
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 6 号）
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 6 月 2 0 日京都市消防局訓令乙第 1 号）
この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

懲戒処分上申書

(宛先) 消 防 局 長	発 消 第 号 年 月 日
	所属長

京都市消防職員懲戒取扱規程第2条の規定により、次のとおり上申します。			
職、氏名 生年月日	年 月 日生		
採用年月日 勤続年月数	年 月 日 年 月	級 号給	級 号給
懲戒事由の 生じた年月 日	年 月 日		
上申事由 及び その内容			
平素の 勤務状況等			
素行及び 家庭の状況			
過去における 表彰状況		過去における 懲戒状況	
その他 特記事項			
証明資料			
備 考			